

実質化された人・農地プラン

| 市町村名 | 対象地区名(地区内集落名) | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|---------------|-----------|----------|
| 長野市 | 32 信州新町地区 | 令和3年3月16日 | |

1 対象地区の現状

| | |
|--------------------------------------|-----------|
| ①地区内の耕地面積 | 377.90 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 125.94 ha |
| ③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計 | 37.40 ha |
| i うち後継者未定(目処はついている)の農業者の耕作面積の合計 | 7.70 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 29.70 ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 4.17 ha |

2 対象地区の課題

| |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・地区全体において、高齢化が進み、後継者・担い手の確保が困難である。 ・畑地を中心に急峻で狭隘な農地が多く、機械化や集約化が進まず、草刈り等の維持管理が大変なことから、営農の継続が困難となっている。 ・農地の利活用を検討するには、営農の継続が図れる農地と現状維持に努める農地の選別が必要である。 ・野生鳥獣による被害は、イノシシ、ニホンジカに加え猿の被害も確認されている。また、狩猟者の確保が必要である。 ・今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積よりも、70歳以上で後継者不明の農業者の耕作面積の方が多く、新たな受け手の確保が必要である。 |
|--|

※ 地区の話し合いにおいて出された意見を基に「地区の課題」を作成

3 対象地区内における中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針

| |
|---|
| <p>当面、現在の耕作者が営農を継続するが、将来的には、中心経営体を中心に実情に応じ担い手を選出するほか、新規就農者の育成や入作を希望する認定農業者等の受入れを促進することより対応していく。</p> |
|---|

※ 現在、中心経営体(担い手)として人・農地プランに掲載されている人数： 7人

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

| |
|---|
| <p>○集落営農組織の設立に関する取組方針 地域の農地利用の一端を担っていける組織として、定年退職者等を中心とした集落営農組織の設立について検討する。</p> |
| <p>○野生鳥獣による被害防止対策に関する取組方針 農地周辺の草刈りなどの環境整備や団地全体を囲む侵入防止柵の設置及び鳥獣を誘因する放置農作物の撤去等、野生鳥獣の被害防止対策と、狩猟者の確保に向けた取り組みについて検討する。</p> |
| <p>○基盤整備事業に関する取組方針 農業の生産効率の向上や機械化、農地の集積・集約化を図るため、農地の区画整理や農道、用排水施設の整備など基盤整備事業の実施について検討する。</p> |
| <p>○特産品の開発並びに販路拡大に関する取組方針 地域の代表的な農産物である「梅」などを中心に農産物の新たな活用を図るため、加工品としての利用も含めた特産品の開発について研究するとともに、道の駅など地域の直売施設と連携しての販売の促進に加え、新たな販路の開拓など、農産物の生産の拡大と所得の増加につながるための取り組みについて検討する。</p> |
| <p>○農地の有効な利活用に関する取組方針 地理的条件に優れ、農業用施設が整備されているなど、将来的にも農地として利用の継続が見込まれる遊休農地について借手を探し貸借を促進するなど、農地の有効な利活用を図るための取り組みについて検討する。</p> |

※ 「2 地区の課題」を解決するため、及び「3 中心経営体(担い手)への農地の集約化に関する方針」を促進するために必要と思われる地区の取り組みについて記載